令和８年 11 月 20 日

財務大臣　片 山 さ つ き　殿

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之

答　　申　　書

令和８年 11 月 20 日付財関第 1340 号をもって諮問のあった不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第８条第１項及び第２項の規定に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して不当廉売関税を課することについては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。